

志木市後見ネットワークセンター便り

志木市後見ネットワークセンター企画運営会議 委員メンバーより

社会福祉士と成年後見制度

権利擁護センターぱあとなあ埼玉 田原 亮



この志木市後見ネットワークセンター便り、これまで司法書士、税理士、弁護士の先生方が寄稿され、成年後見制度に関する様々な情報を提供していただきました。今回は社会福祉士の担当です^^

1、社会福祉士って？

さて、皆様は社会福祉士って聞いたことがありますでしょうか？今から20年以上前にスタートした介護保険制度発足と同時に、その両輪として生まれ変わったのが現在の成年後見制度です。それ以前の段階から、社会福祉の専門職である社会福祉士会も、弁護士会・司法書士会と協力しながら、当時の民法改正議論に取り組んできた歴史があります。

社会福祉士とは、社会福祉の国家資格です。ソーシャルワーカーとも呼ばれることがあります。福祉制度全般に係る専門知識や相談援助技術をもって、支援を必要としている方々の福祉の実現に寄与する専門職です。福祉に関わる様々な機関において、社会福祉士が支援を必要としている方々に寄り添い、活動しています。

2、社会福祉士と後見活動

後見人として活動する専門職は多くありますが、それぞれに得意分野があります。弁護士や司法書士は法律の専門家として、特に紛争性ある事案にはとても心強い存在です。一方で、法律だけでは解決しない多くの課題が日常生活では起こり得るものです。

社会福祉士は福祉を実現する専門家として、日常生活上の様々な課題を抱える方々に寄り添い、共に解決に向けて伴走します。また、近年クローズアップされている意思決定支援も、相談援助技術の専門職としての期待を果たすべく、会員相互の研鑽や各地での研修実施などに積極的に取り組んでいます。

3、お福の会宣言

意思決定支援の根底にあるのは、「全ての人には自分で自分のことを決める力がある」という考え方です。今から10年以上も前になりますでしょうか。僕のバックボーンともなっている、大先輩方による宣言文を紹介します。

お福の会宣言

人は人として生まれ人として死ぬ
そしてその過程で誰もが
認知症という病に遭遇する可能性をもっている



かつて認知症になると

「人格が崩壊する」「こころが失われる」と恐れられた時代があった

だが、今や私たちは知っている

認知症になっても自分は自分であり続けることを

月が欠けているように見えても

月が丸いことに変わりはないのと同じである

(中略)

認知症になっても

生活の主体者として人生を全うできるように

私たちは力を尽くしたい

2008年10月14日

お福の会呼びかけ人

紙面の都合で残念ながら途中省略しましたが、この宣言の先にあるのが意思決定支援であり、私たちが望む社会であるという気がしています。こんな未来を目指して、これからも皆様と共に学び、歩んでいきたいと考えております。

任意後見制度は元気なうちに行う契約です

～任意後見制度について、全3回に分けて後見ネットワークセンターの相談員である高橋明子司法書士が説明します～



任意後見制度は、将来、認知症になり支援が必要になったときに備えて、信頼する人に、支援してほしいことを頼んでおく契約が必要と教わりました。手続きについて教えてください。

公証役場で公証人に「公正証書」という契約書を作ってもらいます。そのためには、財産を把握して将来の人生設計をたて、何を支援してもらうか、信頼できる人とよく話し合うことが大切です。契約に先立ち、後見ネットワークセンターの弁護士・司法書士の相談員のアドバイスを受けることもよいでしょう。



今度、頼みたい人と相談に伺いますね。公正証書の手数料はどのくらいかかりますか？

基本的な公正証書作成で1万1000円、後見登記の費用が4000円、その他、正本謄本代・切手代が若干かかります。任意後見契約は、法務局で登記されます。取引の当事者は「後見登記事項証明書」を確認することで、安心してスムーズに事務処理を行うことができます。



一人暮らしが不安になってきたときは、後見人に支援をしてもらえますか？

判断能力が減退し任意後見人に支援をしてほしいときは、本人や任意後見受任者等から家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらう申立てが必要になります。判断能力が減退した本人は、任意後見人が適正に事務を行っているかどうかわからなくなるからです。任意後見監督人の報酬がかかりますが、本人の財産を守るための大切な仕組みなのです。



★基幹福祉相談センター運営団体変更について

※このたび、下記の通り志木市基幹福祉相談センター運営団体が変更となりますので、ご案内申し上げます。

変更前 特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会



変更後 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

変更年月日 令和4年4月1日(金)

発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

次の発行は、5月を予定しております。

